

## 公益社団法人日本地理学会 GIS 学術士認定規程細則

### (目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本地理学会 GIS 学術士認定規程（以下「規程」という。）に関する詳細を定めることによって、規程の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

### (資格認定の申請)

第2条 規程第7条第1項または同条第3項に基づいて準用する同条第1項の申請は、以下による。

- 2 規程第4条第1項に基づいて GIS 学術士の認定を受けようとする者は、細則様式 1-1 の申請書に必要事項を記載し、資格を有することを証明する文書と認定手数料を添えて理事長に提出する。資格を有することを証明する文書とは、規程第6条第1項および第2項により科目を認定された大学等が発行する、GIS 学術士認定細則別表（以下「細則別表」という。）の1で定める科目を修得したことを証明する成績証明書、大学卒業証明書、および卒業論文要旨とする。
- 3 規程第4条第2項に基づいて GIS 学術士の認定を受けようとする者は、本条第2項に従って申請する。ただし本条第2項で定める卒業論文の成績証明書ならびに卒業論文要旨に代えて、当該学術雑誌論文等の写しを提出しなければならない。
- 4 規程第4条第3項に基づいて GIS 専門学術士の認定を受けようとする者は、細則様式 1-2 の申請書に必要事項を記載し、資格を有することを証明する文書と認定手数料を添えて理事長に提出する。資格を有することを証明する文書とは、規程第6条第1項および第2項により科目を認定された大学等が発行する、細則別表の2で定める科目を修得したことを証明する成績証明書、大学院修了証明書、修士論文の写し、および修士論文要旨とする。
- 5 規程第4条第4項に基づいて GIS 専門学術士の資格の認定を受けようとする者は、本条第4項に従って申請する。ただし本条第4項で定める修士論文の成績証明書、修士論文の写し、および修士論文要旨に代えて、当該学術雑誌論文の写しを提出しなければならない。

### (学術雑誌論文等の認定基準)

第3条 規程第4条第2項ならびに第4項における学術雑誌論文等の基準は、査読付き学術雑誌において掲載あるいは掲載決定されたものであるとともに、GIS 学術士に対しては細則別表の1における卒業論文の要件を満たし、GIS 専門学術士に対しては細則別表の2における修士論文の要件を満たすものであることとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、規程第4条第2項における学術雑誌論文等には、細則別表の2で定める要件を満たす修士論文を含む。

(GIS 学術士 (見込み) の申請)

第 4 条 規程第 10 条第 4 項に基づいて GIS 学術士 (見込み) の証明を受けようとする者は、細則様式 1 - 3 の申請書に必要事項を記載し、細則別表の 3 で定めるところの要件を満たすことを証明する文書と手数料を添えて理事長に提出する。要件を満たすことを証明する文書とは、規程第 6 条第 1 項および第 2 項により科目を認定された大学等が発行する成績証明書、在学期間を証明できる文書、および申請年度に履修中の科目を示すことのできる文書である。

(資格審査の方法)

第 5 条 規程第 7 条第 1 項、または同条第 3 項に基づいて準用する同条第 1 項による申請の審査は、以下による。

- 2 認定委員会は、細則第 2 条が規定する申請書ならびに資格を有することを証明する文書等をもとに、細則第 6 条に規定する基準を満たすかを審査する。
- 3 審査結果は、「認定」、「否認定」または「保留」とする。
- 4 認定委員会は、保留と決定した者に対し、必要に応じ補足資料 (当初提出した申請書等を修正若しくは補完する資料又はこれを修正若しくは補完する資料をいう。以下同じ。) の提出を、その決定を申請者が知らされた日から原則として 3 年経過する日を期限として、求めることができる。
- 5 認定委員会は、審査の結果保留と決定した者から補足資料が提出されたときは、可及的速やかに、当初提出された申請書等及び補足資料に基づいて再審査を行うものとする。
- 6 本条第 3 項の規定は、前項の再審査について準用する。

(資格認定の基準)

第 6 条 規程第 7 条第 1 項、または同条第 3 項に基づいて準用する同条第 1 項による資格認定の基準は、以下による。

- 2 細則第 2 条第 2 項による申請については、細則別表の 1 で定める科目をすべて修得した者とする。
- 3 細則第 2 条第 3 項による申請については、細則別表の 1 で定める科目から卒業論文を執筆する科目を除いた科目をすべて修得するとともに細則第 3 条を満たす学術論文を筆頭著者として公表した者とする。
- 4 細則第 2 条第 4 項による申請については、細則別表の 2 で定める科目をすべて修得した者とする。
- 5 細則第 2 条第 5 項による申請については、細則別表の 2 で定める科目から修士論文を執筆する科目を除いた科目をすべて修得するとともに細則第 3 条を満たす学術論文を筆頭著者として公表した者とする。

(申請書の記載事項)

第 7 条 規程第 7 条第 1 項および第 2 項の事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 現住所
  - (2) 卒業した大学並びに学部、学科、専攻、課程又はこれらに相当するものの名称
  - (3) 卒業した年月または卒業する見込みの年月
  - (4) 成績証明書において申請に用いる科目等、認定に必要となる事項
- 2 規程第7条第3項に基づいて準用する同条第1項の記載事項は、前項に準ずるものとする。この場合において、「卒業」は「修了」、ならびに「大学」は「大学院」と読み替える等、必要な読み替えをするものとする。

(公開する事項)

第8条 規程第9条第1項の事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生年
- (2) 認定年月日

(科目の内容)

第9条 規程第5条の科目の内容は、細則別表の1および2による。

(科目の認定の申請)

第10条 規程第6条第3項の科目の認定の申請手続きは、以下による。

- 2 科目の認定を受けようとする大学等は、GIS 学術士に対しては細則様式2-1の申請書、開講科目の一覧、および申請科目のシラバスを提出する。GIS 専門学術士に対しては細則様式2-2の申請書、開講科目の一覧、および申請科目のシラバスを提出する。

(科目の認定の審査の方法および基準)

第11条 規程第6条第3項の科目の認定の審査の方法は、以下による。

- 2 認定委員会は、細則第10条第2項により提出された申請等をもとに、科目の内容が、GIS 学術士に対しては細則別表の1を、GIS 専門学術士に対しては細則別表の2をそれぞれ満たしているか、科目の認定の適否を審査する。
- 3 審査結果は、「認定」、「保留」とする。

(科目認定を申請する団体の基準)

第12条 規程第6条第1項の大学等の基準は、以下による。

- 2 国立大学法人、公立大学法人および学校法人等、国が認定した高等教育機関であることとする。

(科目認定を受けた大学等による報告)

第13条 規程第6条第4項の報告は、以下による。

- 2 科目の認定を受けた大学等は、「認定済科目変更確認書」を、所定の期日までに提出するものとする。

(認定手数料)

第14条 規程第11条第1項の手数料は、GIS 学術士については6千円(消費税別)、GIS 専門学術士については1万2千円(消費税別)とする。ただし、GIS 学術士の資

格を既に認定された者が GIS 専門学術士の認定を申請する場合には 6 千円（消費税別）とする。

- 2 規程第 11 条第 3 項の手数料は、GIS 学術士認定証明書、GIS 専門学術士認定証明書、ならびに GIS 学術士（見込み）証明書のいずれの請求についても、1 千 2 百円（消費税別）とする。

（異議申し立ての方法）

第 15 条 資格の認定に関して異議のある者による異議申し立て等の方法は、以下による。

- 2 公益社団法人日本地理学会の決定を不当とする理由を明記した文書を提出して、理事長に再審査を請求する。
- 3 理事長は、異議申し立てを受けた場合は、異議申し立て者に対し再審査の結果をその理由を明記した文書を付して通知するものとする。
- 4 異議申し立ての棄却に対する再審査の請求は認めない。

（改 廃）

第 16 条 この細則の改廃は理事長が行う。

附 則 この細則は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。

2013 年 10 月 12 日改正、2014 年 4 月 1 日施行

2017 年 7 月 8 日第 2 回改正、2017 年 7 月 8 日施行

2020 年 4 月 1 日第 3 回改正、2020 年 4 月 1 日施行